

災害等における河川応急復旧業務に関する協定（案）

北海道開発局釧路開発建設部 釧路河川事務所長 菅野 法之（以下「甲」という。）と〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇（以下「乙」という。）とは、釧路河川事務所が所管する区域において、災害応急対策に係る業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理する河川（以下「河川」という。）において、地震、津波、洪水、河道閉塞、火山噴火、土石流、地すべり、大規模事故、水質事故等（以下「災害等」という。）が発生又は発生するおそれがある場合の緊急点検、水防活動、樋門（管）および水門等の河川管理施設の巡視、樋門等の操作補助、水質事故対策、緊急減災対策等緊急活動（以下「応急業務」という。）に必要な建設機械、資材、労力等（以下「建設資機材等」という。）について、甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と軽減、被害施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とする。

（業務の実施範囲）

第2条 業務の実施範囲は、別図に示す〇〇地区とする。

- 2 土砂災害警戒区域等における大規模土砂災害が発生した場合は、所管する市町村（釧路市、釧路町、標茶町、弟子屈町、鶴居村）の区域とする。

（業務の実施体制）

第3条 甲は、河川等に災害が発生又は発生するおそれがある場合は、書面又は電話等の方法により乙に出動を要請するものとする。ただし、震度5弱以上の地震が発生した場合又は乙が被害状況等を把握した場合、乙は、直ちに甲に連絡を入れるように努めるものとする。

- 2 乙は、前項の要請を受けた場合、直ちに河川等の緊急点検（被害の状況把握と報告）及び甲の指示により該当被害の応急業務を実施するものとする。ただし、標茶地区、弟子屈地区において震度5弱以上の場合は甲の出動要請の有無にかかわらず速やかに所管施設等の初期現地点検を実施し、結果を甲に報告し指示を受けるものとする。
- 3 乙は、第1項の要請を受けた場合、速やかに現場責任者を定めるものとする。

（業務の指示）

第4条 災害等が発生又は発生するおそれがある場合の応急業務の指示は、甲が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

- 2 河川管理施設等で異常事態の発生又は発生のおそれがある場合など臨機の措置を講ずる必要が生じた場合は、乙は直ちに甲に報告するとともに甲の指示に従いその措置を速やかに講ずるものとする。

（業務の着手及び完了）

第5条 乙又は第3条第3項で定めた現場責任者は、業務に着手及び完了したときは、電話等の方法により、直ちに甲にその旨を報告するものとする。

（業務の実施報告）

第6条 乙は、業務が完了したときは、作業開始時刻、作業終了時刻、使用した建設資機材等を、速やかに書面（作業状況写真含む）により甲に報告するものとする。

（建設資機材等の報告、提出）

第7条 乙は、予め災害時に備え、第3条第2項の業務に際し使用可能な建設資機材等の数量を把握し、甲へ書面により報告するものとする。

- 2 乙は、前項で報告した内容に著しい変更を生じたとき又は建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

3 甲は、甲が所有する建設資機材等について、予め乙に書面により通知するものとする。

(建設資機材等の提供)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく災害の応急業務に関し、それぞれからの要請があったときは、特別な理由がないかぎり相互に建設資機材等を提供するものとする。

(業務の特例)

第9条 乙は、甲が特に必要として第2条に規定する以外の区域に出動を要請したときは、原則としてこれに応ずるものとする。

(費用の請求)

第10条 乙は、業務完了後当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。

(費用の支払い)

第11条 甲は、前条の規定による請求を受けたときは、その内容を精査し費用を乙に支払うものとする。

(損害の負担)

第12条 業務の実施に伴い甲、乙双方の責に帰さない理由により第3者に損害を及ぼしたとき又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲乙協議して定めるものとする。

(法定外労働災害補償制度への加入)

第13条 災害協定に基づき請負契約を取り交わす時点において、乙は法定外労働災害補償制度に加入していなければならないものとする。この際、当該法定外労働災害補償制度は、元請け・下請けを問わず補償できる保険であるものとする。

なお、請負契約の条件となる法定外労働災害補償制度は、工事現場単位で随時加入する方式又は直前1年間の完成工事高により掛け金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式のいずれの方式であってもよいものとする。

(訓練等への参加)

第14条 乙は、甲からの要請があった場合は、甲が主催する訓練、講習会等に原則参加するものとする。

なお、参加に伴う費用負担は乙が行うものとする。

(有効期限)

第15条 この協定の有効期限は、令和7年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1カ前までに甲、乙いずれからも申出のないときは、引き続き同一条件をもって、1年間延長され、その後も同様に扱うものとする。

(協定の解除)

第16条 甲は、乙に対して本協定を締結することが著しく不相当と認められる場合又は乙が甲に対して協定締結の解除の申し出を行った場合は、甲乙協議の上、協定締結を解除することができる。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(協定の効力)

第18条 乙が北海道開発局長から、地方支分部局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けている期間中は、この協定を適用しない。ただし、本協定に基づく業務の実施中においては、この限りではない。

(雑則)

第19条 この協定の証として本書を二通作成し、甲・乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和6年 3月〇〇日

甲 釧路市幸町10丁目3番地 釧路地方合同庁舎内
国土交通省北海道開発局釧路開発建設部
釧路河川事務所長 菅野 法之 印

乙 印

河川応急復旧担当区分図（標茶地区）



